

兵庫県「建築基準条例の一部を改正する条例」の概要

建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）で定める建築物に関する最低の基準に加えて、建築物の敷地、構造、高さ、建築設備及び敷地が接しなければならない道路の幅員、その長さ等について、交通上、安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加するもので、神戸市を除く兵庫県の区域に適用されます。

■ 改正の概要 ■

【公布日：平成30年10月9日】

1 木造建築物等であるホテル等の外壁等に関する制限の廃止

法の改正により、屋根不燃化区域内における木造建築物等である小規模特殊建築物の外壁及び軒裏に関する制限*が廃止されました（法第24条廃止）。

条例では、この制限の対象となっていないホテル等を対象としていましたが、法の改正に伴い、このホテル等に関する外壁及び軒裏の制限*を廃止しました（条例第13条廃止）。

※ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造（周囲の火災による延焼を30分間抑制する構造）としなければならない。

2 自動車修理工場とその他の部分の区画に関する制限の廃止

建築基準法施行令（以下「政令」という。）の改正により、建築物の一部を小規模特殊建築物の用途に供する建築物の異種用途区画*に関する制限が廃止されました（政令第112条第12項廃止）。

条例では、この制限の対象となっていない自動車修理工場を対象としていましたが、政令の改正に伴い、この自動車修理工場の異種用途区画*に関する制限を廃止しました（条例第24条第1号廃止）。

※ 複数の用途に供する建築物における、一定の規模の自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との間に設ける防火の区画。準耐火構造の壁又は防火戸等で区画しなければならない。

3 仮設興行場等に関する規定の整備

法の改正により、建築の許可を受ける一定の仮設興行場等*についても、防火構造、耐火構造、内装、建築物の敷地と道路との関係等に関する規定の一部が適用されないこととなりました。

この仮設興行場等について、条例においても法と同様に、防火構造、耐火構造、内装及び建築物の敷地と道路との関係に関する制限の一部を適用しないこととしました。

※ 国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物。

4 施行期日

平成30年10月9日